

2022年9月1日

株主総会資料の電子提供制度について

会社法の改正により、2023年3月以降に開催される上場企業の株主総会から、株主総会資料の電子提供制度が適用されます。当社においては、同年3月開催予定の第82回定時株主総会から適用されますので、本制度についてご案内いたします。

本制度は、株主総会資料（招集通知、参考書類、計算書類、事業報告、連結計算書類）を株主様に郵送する代わりに、自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主様に対しては当該ウェブサイトのアドレスなどを書面にて通知することにより、株主総会資料を提供することができる制度です。

その結果、株主様は原則として議決権行使書およびウェブサイトのアドレスなどを記載する通知書面のみを郵送でお受け取りになり、株主総会資料は当社指定のウェブサイトを開覧して、確認されることとなります。

インターネットのご利用が困難な株主様や2023年3月以降の当社株主総会においても株主総会資料を書面で受領されたい株主様は株主総会資料を書面で受領することも可能ですが、別途「書面交付請求」のお手続きが必要になります。

本制度や「書面交付請求」のお手続きなどの詳細につきましては、当社の株主名簿管理人（三井住友信託銀行）のウェブサイトでご案内しております。

[電子提供制度についてのご案内（会社法の一部改正） | 三井住友信託銀行 \(smtb.jp\)](#)

ご理解のほどよろしく願いいたします。